⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

②　当機構関東地区（対象都道府県は東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島の各県及び北海道）における平成23・24年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「調査」及び「土木設計」の認定を受けていること。

③　当機構関東地区（注　上記②の地区と同じ。）に営業拠点等（注　技術者が１名以上常駐する法人登記又は設立届がなされた本・支店、営業所等の拠点）を有する者であること。

④　申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、山田町から指名停止の措置を受けていない者であること。

⑤　以下に示す「同種」又は「類似」業務について、平成14年度以降において受注し、完了した実績（再委託による業務の実績を含む。）を１件以上有すること。

・同種業務　公的機関等において発注された、５ha以上の土地区画整理事業に係る基本設計業務

・類似業務　公的機関等において発注された、５ha以上の土地区画整理事業以外の市街地開発事業に係る基本設計業務

※「公的機関等」とは、国、地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構（前身の特殊法人を含む。）をいう。

⑥　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていない者であること。

⑦　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者若しくはこれに準ずる者でないこと。

⑵　業務形態

①　構成員の業務分担が、業務の内容により、山田町織笠地区他１地区復興整備事業に係る基本設計等業務設計共同体協定書において明らかであること。

②　①の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、山田町織笠地区他１地区復興整備事業に係る基本設計等業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、山田町織笠地区他１地区復興整備事業に係る基本設計等業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「山田町織笠地区他１地区復興整備事業に係る基本設計等業務設計共同体協定書」によるものであること。

4　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い　3⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、3⑴②の認定を受けていない構成員が3⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、3⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに3⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

5　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

6　資格の有効期間　５の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

7　その他　設計共同体の名称は「山田町織笠地区他１地区復興整備事業に係る基本設計等業務△△・××設計共同体」（注　△△・××は構成員の名称）とする。

競争参加者の資格に関する公示

平成25・26年度において日本中央競馬会の競争契約（建設工事、測量・建設コンサルタント等）の競争参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成24年８月29日

日本中央競馬会施設部施設総務課長

上山　隆太

◎調達機関番号　236　◎所在地番号　13

1　業種区分　競争参加資格を付与する業種は次のとおりである。

⑴　建設工事　①土木一式工事　②建築一式工事　③電気工事　④管工事　⑤鋼構造物工事　⑥ほ装工事　⑦しゅんせつ工事　⑧塗装工事　⑨防水工事　⑩内装仕上工事　⑪機械器具設置工事　⑫電気通信工事　⑬造園工事　⑭さく井工事　⑮水道施設工事　⑯消防施設工事

⑵　測量・建設コンサルタント等　①測量　②建築関係コンサルタント　③土木関係コンサルタント　④設備関係コンサルタント　⑤地質調査業務

2　申請時期　建設工事・更新業者については、平成24年９月３日（月）から平成24年10月15日（月）までとする。また、建設工事・新規業者及び測量・建設コンサルタント等については、平成24年10月１日（月）から平成24年10月15日（月）までとする。

なお、これ以降も随時申請は受け付けるが、平成25年当初からの資格付与が間に合わないことがある。

3　申請書の入手方法　日本中央競馬会のホームページ上の競争参加資格審査申請書及び記載要領ファイルよりプリントアウトして入手する。

アドレス

http://jra.jp/company/etc/etc01.html

4　申請の方法

⑴　申請書の作成に使用する言語　申請書の作成に使用する言語は、日本語とする。

なお、その他の書類で外国語により記載のものは、日本語の訳文を付記もしくは添付すること。

⑵　申請書の提出方法　建設工事・更新業者については、本会から別途書類を送付するので、その書類も含めて下記の申請書類を郵送にて提出すること。なお、書留は不可とする（期限は平成24年10月15日必着）。

・　建設工事・更新業者の提出書類

イ　平成25・26年度競争参加資格審査申請書（建設工事・更新業者）

ロ　工事経歴書

ハ　会社登録票（別途送付の書類）

ニ　総合評定値通知書の写し（審査基準日が平成23年３月16日以降のもの。）

ホ　経常建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体で参加を希望する業者のみ。なお、経常企業共同体で参加を希望する場合、構成員単体での参加はできない。）

建設工事・新規業者及び測量・建設コンサルタント等については、下記に掲げる申請書類を日本中央競馬会六本木事務所に持参するか、郵送にて提出すること（期限は平成24年10月15日必着）。

・　建設工事・新規業者の提出書類

イ　平成25・26年度競争参加資格審査申請書（建設工事・新規業者）

ロ　工事経歴書

ハ　営業所一覧表

ニ　総合評定値通知書の写し（審査基準日が平成23年３月16日以降のもの。）

ホ　経常建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体で参加を希望する業者のみ。なお、経常企業共同体で参加を希望する場合、構成員単体での参加はできない。）

・　測量・建設コンサルタント等の提出書類

イ　平成25・26年度競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

ロ　測量等実績調書

ハ　技術者経歴書

ニ　営業所一覧表

ホ　登記簿謄本（申請者が法人の場合）又は身元証明書（申請者が個人の場合）

ヘ　登録証明書等

ト　財務諸表類